

# PEOPLE WITH LEGAL MIND

国民に身近な紛争解決機関である簡易裁判所で、国民の中から選ばれた司法委員が民事訴訟手続にかかわっている。その仕事の内容について、東京簡易裁判所で司法委員を務める小粥節子氏にうかがった。

## 意見聴取と和解の補助

司法委員の制度はどのような経緯で設けられたのか、またその意義についてご説明ください。

**小粥** 戦後まもなくの昭和21年頃、臨時法制調査会長から内閣総理大臣に答申があり、それに基づいて裁判所法などが制定され、その中で新しく簡易裁判所の制度が誕生しました。司法委員は、簡易裁判所とともに生まれ、育ってきた制度です。司法委員については当初、裁判所法で規定してはどうか、という議論もあったようですが、結局、民事訴訟法の一部改正というかたちで定められ、今日に至っています。

簡易裁判所は国民に身近な裁判所として、訴額が90万円までの民事訴訟や民事調停を扱います。市民の生活に密着した紛争を解決する時、民事訴訟手続に司法委員が関与することによって、裁判に国民の健全な良識と感覚を反映させ、紛争の実情に即した適正・妥当な解決を図るという役割があります。つまり、当事者が結果に満足できるようにすること、あるいは話し合いで解決できることは和解で解決していくこと、そういう目的に基づいて設けら



れた制度と私は理解しています。

司法委員が関与する割合は増える傾向にあり、全取扱い数の20%を越えています(42頁・資料参照)。司法委員の関与率が高い事件は、交通事故やその他の理由による損害賠償、敷金返還、請負代金を求めるものなどです。

司法委員の具体的な職務は?

**小粥** 一つは、民事訴訟の審理に立ち会い、いわば裁判官の相談相手として、事案の見方、証拠の信用性、商慣習などについて意見を述べること。これを意見陳述と言います。もう一つは、裁判官が和解を試みる時、その補助をすることです。

簡易裁判所は代理人が付かない本人訴訟がほとんどですが、不慣れな当事者を助けるという役割もあるのでしょうか?

**小粥** 原告の方は準備も整え、心構えもできているわけですが、裁判所に呼ばれた被告はとにかく緊張するものです。法廷では裁判官もできるだけ平易な言葉で、当事者に分かりやすく話そうとされているのですが、中には被告席に座ったということだけで平常心を失ってしまう人も少なくありません。訴訟の進行に差し支えるような状況になった時など、裁判官

小粥節子氏

司法委員

の判断のもと、別室で司法委員が事情を聴いたりすることもしばしばあります。

## 二つの指定方式

司法委員にはどのような資質が求められるのでしょうか？

**小粥** まず、一般の国民としての健全な良識と感覚を持っていることです。加えて専門知識も求められることもあります。これは多種多様な訴えに対応し、適正かつ迅速な審理を行うためです。東京簡易裁判所で言えば、現在、約300名の司法委員となるべき者が選任されていますが、そのうち約半数が法曹資格者で、4分の1が不動産・税務・会計・医療などの専門家委員、残りの4分の1が一般の司法委員です。その中には、私のような主婦もいれば、民間企業や金融機関等で実務にあたられてきた方などがいます。

司法委員の選任方法は？

**小粥** 毎年、地方裁判所が候補者を選任します。必要な資格は「良識のある者その他適当と認められる者」(司法委員規則第1条)とされるのみで、年齢制限などはありません。弁護士などの司法委員の方は、裁判所が弁護士会に推薦を依頼して選任することがあるようですが、一般の司法委員については、調停委員を何年か経験された方の中から推薦されることが多いようです。また、自ら司法委員を希望されて申し出る方もいらっしゃるようです。

司法委員には、国家公務員法が適用され、事件処理の上で知り得た事項については秘密を守る義務が課せられます。

司法委員の中から、どのようにして事件が割り当てられるのですか？

**小粥** 東京簡易裁判所では、二つの司法委員の指定方式があります。

一つは、「開廷日立会方式」と呼ばれているもので、あらかじめ特定の日を指定して、その日の全事件について立会うものです。

もう一つが、「事件指定方式」です。個別の事件に適している司法委員が選ばれ、第一回口頭弁論から和解に至るまで一貫して関与するものです。その事件に関する専門知識を持った司法委員が指定され、裁判官がその専門的な見地からの意見を

取り入れれば、当事者の満足感も高くなります。また、その日にうちに判決を出すというスピーディさの特徴がある少額訴訟でも事件指定方式がとられます。その事件に適切な専門知識を持った司法委員が参加することで、スムーズに審理が進行するという利点があるわけです。

## 法律知識とバランス感覚

小粥さんご自身は、どのような経緯で司法委員になられたのでしょうか？

**小粥** 職歴はありませんが、結婚以来、家庭の中だけではなく、少しでも社会とのつながりを持ちたいと思って生活してきました。子育てから手が離れた頃から、奉仕活動などをしておりましたが、調停委員なども含めて、たまたま身近に法律関係者が多かったこともあり、平成8年に簡易裁判所の民事調停委員になりました。しばらく調停の仕事をするうち、調停委員の先輩で司法委員をされている方から、調停の経験をふまえて、もう少し勉強して司法委員になってはどうかとお誘いを受け、その方に推薦していただいて、平成10年に司法委員に選任されました。

選任にあたって特に専門職種のような資格の有無は問われないということですが、実務的には法律知識も必要になってくるのでしょうか？

**小粥** 市民に身近な紛争解決機関である簡易裁判所で、あくまで補助をする仕事ですから、特別高度な法的知識で判断しなければならない局面に立つということはありません。とはいえ、ただ和解さえできればいいというわけにもいきません。個々の事件は当然、日本の法律の体系の中できちんと解決されなければならないわけで、手続にかかわる上で最低限の法律知識はどうしても必要です。

私自身はそれまで法律に無縁の生活をしていましたから、この仕事をするようになってから、裁判所が開催する研修に参加したり、先輩からいろいろ教えていただいたりしています。個人的にも事件のたびに少しずつ勉強しています。

裁判所の研修の内容は？

**小粥** 例えばケース研究会といって、実際の事件をベースにして、証拠調べの段階からどのように解決にもっていくか研究したり、外部の専門家を招き、講話を聞くことなどもあります。

司法委員として仕事を遂行する上で、どのような法律の知識が必要になりますか？

**小粥** 民法や民事訴訟法はもちろん、よく関係してくる法律として貸金業法<sup>2</sup>や利息制限法<sup>3</sup>、消費者契約法<sup>4</sup>などがあります。その他の分野についても、新法や法改正などには常にアンテナを張っていないけません。

また、当事者の相互の言い分に対し、冷静に、謙虚な気持ちで耳を傾けて、争いのポイントがどこにあるのか判断し、どのような解決法が一番いいのか解決の方向を探っていく仕事ですから、単なる法律知識だけでなく、リーガルマインドやバランス感覚がとても大切になってきます。

## 深層心理に触れる民事紛争

仕事の難しさはどのような点にありますか？

**小粥** 民事紛争では、人間の深層心理と言いますか、人の気持ちの複雑さに触れることがありますが、そのような時に難しさを感じますね。双方が納得して、和解ができるのが一番よいのですが、それぞれの考え方が全く異なり、どうしても合意点が探り出せない時などです。しかし、和解できなかった時に、当事者から、「これだけ司法委員に話を聞いてもらったので、判決でたとえ自分が負けても満足だ。」と言われたことがあり、こうしたところでの司法委員の役割にも、一生懸命取り組まなければと思いました。

そういう意味では、カウンセリングという要素も大きいと？

**小粥** それは非常に大きいと思います。カウンセリングの要素が、仕事の比重の半分くらいを占めるのではないのでしょうか。当事者の気持ちを謙虚に受け止め、この人達にとって、どういう解決が一番いいのか、そこを見定めるのが最大の役目とさえ思います。

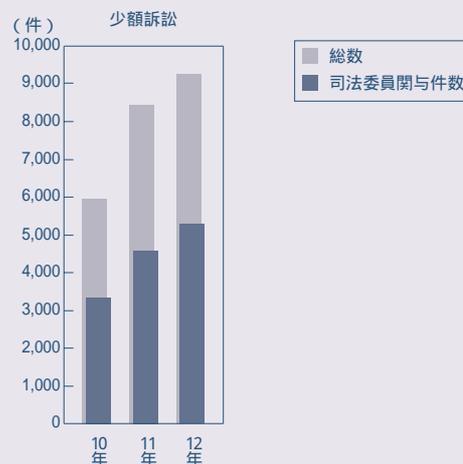
### 資料 司法委員の関与件数及び割合の年度別比較

(全国簡易裁判所)

| 年度    | 区分 | 通常訴訟既済件数 |            |        | 少額訴訟既済件数 |            |        |
|-------|----|----------|------------|--------|----------|------------|--------|
|       |    | 通常訴訟既済件数 | うち司法委員関与件数 | 関与率(%) | 少額訴訟既済件数 | うち司法委員関与件数 | 関与率(%) |
| 平成3年  |    | 107,151  | 19,936     | 18.6   |          |            |        |
| 平成4年  |    | 153,601  | 32,123     | 20.9   |          |            |        |
| 平成5年  |    | 219,060  | 47,108     | 21.5   |          |            |        |
| 平成6年  |    | 245,674  | 53,763     | 21.9   |          |            |        |
| 平成7年  |    | 243,569  | 54,976     | 22.6   |          |            |        |
| 平成8年  |    | 266,673  | 58,099     | 21.8   |          |            |        |
| 平成9年  |    | 273,122  | 56,968     | 20.9   |          |            |        |
| 平成10年 |    | 306,662  | 66,212     | 21.6   | 5,958    | 3,341      | 56.1   |
| 平成11年 |    | 307,850  | 69,627     | 22.6   | 8,427    | 4,583      | 54.4   |
| 平成12年 |    | 301,185  | 72,693     | 24.1   | 9,261    | 5,286      | 57.1   |

- (注) 1、本表の数値は、各年に終了した事件について集計したものである。  
 2、少額訴訟は、平成10年に新設された手続である。  
 3、司法委員関与率とは、既済事件総数に対する司法委員関与件数の割合を表す。

司法委員関与件数の推移



(注) 司法委員の関与件数は、通常訴訟(少額訴訟)総数の内数である。

出典：最高裁判所事務総局民事局『初めて司法委員になられる方に』

それにはまず当事者にリラックスしていただくこと。傍聴者のいる法廷はもちろん、たとえラウンドテーブルでも緊張してしまう当事者も、和解室に来ると、肩の力が抜けて、司法委員に話してみようという気持ちになることがあります。また、状況によっては当事者双方に、別々に話をして、調整を図ることもあります。

司法委員の仕事にはそういう難しさがありますが、当事者双方が満足する解決に至った時は、大きな喜びを感じますし、心から安堵します。



## ADR拡充の必要性

民事訴訟規則の改正で、司法委員が直接、証人などに質問をすることが許されるようになりましたが、その効果は？

**小粥** それまでは裁判官から「司法委員の方で何かお聞きになることはありませんか？」と促されて、裁判官を通じて質問等をするというかたちでしたが、改正で自分が聞きたいことがある時には裁判官の許可を得て、直接、証人にも聞くことができるようになり、それによって司法委員が具申する意見の中身もより適切なものになり、裁判官にとっても役に立つようになっていると思います。

一連の司法制度改革の中、隣接法律専門職の制度の見直しということで、司法書士法が改正され、司法書士に簡易裁判所の代理権が与えられることになりました。

**小粥** これまで本人訴訟中心だった簡易裁判所が、司法書士が代理で関与することで、さらに利用しやすくなるとよいと思います。司法委員としても今後の展開に注目しているところです。

昨年6月に司法制度改革審議会意見(以下、審議会意見)が発表されました。提言のうち特に注目された点は？

**小粥** 現在、少額訴訟は30万円以下の金銭の支払を求める場合に限定されていますが、その金額を引き上げてはどうか、という意見がありました。現場から見ても、引き上げは妥当だと思います。ただし、あまり大幅に引き上げてしまうと、今度は扱う事件の内容が複雑なものが多くなってくでしょう。適切な

引き上げで、より多くの紛争を解決できるようになると思います。

審議会意見では、ADRのさらなる活用が提言されていました。

**小粥** 最近、日本人の国民性も少し変わってきているかもしれませんが、やはり争いごとを好まない面、紛争が起きてしまったら、できるだけ穏便に片づきたいというメンタリティがあり、裁判外の紛争解決手法の存在は重要ではないでしょうか。トラブルに遭って泣き寝入りする人を減らすため、調停や和解、仲裁、その他のADRなど手軽に利用することができて、迅速な解決の得られる手法を拡充することは非常に大切な施策だと思います。

- 1 昭和23年の民事訴訟法の一部改正によって、民事訴訟法第358条ノ4に規定され、現民事訴訟法第279条においてもそのまま踏襲された。
- 2 貸金業法：正式名は「貸金業の規制等に関する法律」。昭和58年5月13日公布。
- 3 利息制限法：金銭消費貸借の利率の最高限を定めて、それを超える部分の無効などを定める法律。昭和29年5月15日公布。昭和29年6月15日施行。
- 4 消費者契約法：消費者取引では、契約当事者が互いに対等であることを前提とする民法では対応しきれず、個別の法律や自主規制だけではすべてを賄うことはできない。そこで事業者と消費者は「対等」ではないことをしっかりと認め、さらに今までよりも一歩踏み出した消費者のための新しいルールを設ける必要性からできた法律。平成12年5月12日公布。平成13年4月1日施行。

司法委員

**小粥 節子氏(こがゆ せつこ)**

大学卒業後、家庭に入る。その後、家庭教師、老人、病人の「おはなし相手」などを経て1994年東京簡易裁判所民事調停委員。